

倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「本連盟」という。）の役員、職員、連盟行事関係者及び選手の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く様な行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、本連盟定款6条に規定する正会員及び普通会员（選手を除く）並びに専門委員会を構成する委員をいう。

2 職員とは、本連盟が雇用する事務局職員をいう。

3 連盟行事関係者とは、本連盟が主催又は共催する競技会、講習会等の行事の運営に携わる審判、講師その他の運営役員をいう。

4 役職員とは、役員、職員及び連盟行事関係者をいう。

5 選手とは、本連盟に対し選手登録をした者をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員及び選手は、本連盟定款第3条に規定する目的を達成するため、本連盟の関係規則に基づき、公正かつ誠実に職務を履行又は競技しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員及び選手は、暴力、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等のハラスメント行為全般並びにドーピング等薬物乱用等の行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員はアンチドーピング及び薬物乱用防止のため、競技指導者及び選手に対し、教育、啓発活動に努めなければならない。
- 3 役職員及び選手は、上司と部下、先輩と後輩等の上下関係を利用し、立場の弱い者に対して人道的に反する行為や強要をしてはならない。
- 4 役職員及び選手は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 5 役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにしなければならない。又、役職員は、職務やその地位を利用して、自己の利益を図り又は不正行為をしてはならず、また相当行為をしないことの斡旋及び強要をしてはならない。
- 6 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 7 役職員及び選手は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 8 役職員及び選手は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、反社会的勢力との一切の関わりをもってはならない。
- 9 役職員及び選手は、八百長等のスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を行ってはならない。
- 10 役職員及び選手は、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢及び心身の障害等に基づく不合理な差別をしてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規則の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

(本規則違反の場合の対処)

第6条 本連盟は、役員、連盟行事関係者及び選手が定款、この規則その他本連盟の諸規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会に直ちに調査の開始を命じ、調査の結果、この規則に違反する行為があったと認められる場合には、次の処分をすることができる。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 謹慎処分 (資格停止)
- (4) 除名

2 会長は、前項に基づく倫理委員会の調査結果の報告を受けた場合において、前項に規定する者の除名が相当と判断したときは理事会に、謹慎処分 (資格停止) が相当と判断したときは業務執行理事会にその旨報告するものとし、又は必要なときには戒告若しくは嚴重注意の処分をすることができる。

3 職員がこの規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合には、会長は、本連盟職員服務規程の定めに基づき厳正に取扱うものとする。

(不服申立て)

第7条 被処分者は、処分に対して不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (以下「仲裁機構」という。) の調停又は仲裁によって解決することができるものとする。ただし、被処分者から仲裁機構への不服の申立ては、処分通知後1か月以内に行わなければならない。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定

める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則2 平成28年2月13日5条2項及び6条1項改正。

附則3 平成29年5月27日4条8項規定。

附則4 この規則は平成31年2月2日から改定施行する。